



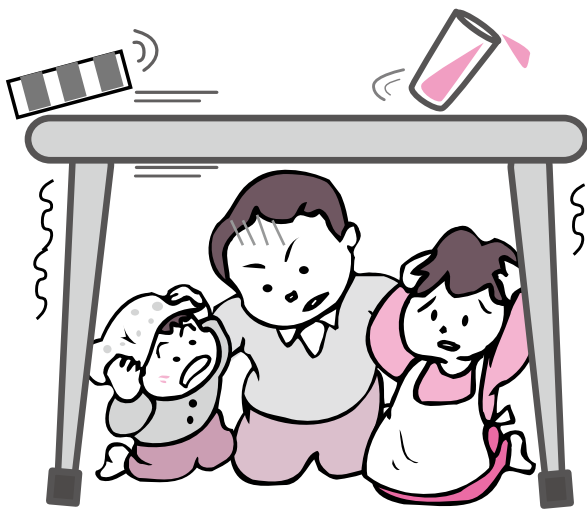
暮らしの安全知っ得情報

地震そのとき

グラグラッと突然の大きな揺れ。あなたは次のようなとき、どう行動しますか。

「身を守ること」と「火を消すこと」どっちが先か

調理中に揺れを感じたときは、まず火を消しましょう。ただし、揺れが大きいときは揺れが収まるまで自分の身を守りま



しょう。自分自身が無事であれば、後から消火もできますが、無理に火を消そうとすると、鍋の油や料理が飛び散り非常に危険です。

例えば、てんぷらを調理していた場合、てんぷらを揚げる温度は通常約180℃。これに対し、てんぷら油の引火温度は約200℃。てんぷらを揚げる油の温度では、火を近づけても油は燃えません。油に火が付くまでには少しの時間的な猶予があります。

また、現在は揺れを感じると自動的にガスを遮断するマイコンメーターがほとんどの家庭に設置されています。

「救出」と「消火」どっちが先か

家族が家具の下敷きになっているときに火災が発生。こんなときは場合にもよりますが、救出より消火を優先してください。火災は初期であれば容易に消すことができますが、一旦拡大した火災は簡単には消せません。全てが燃えてしまつては救出どころではありません。

「1階」と「2階」どっちが安全か

2階で強い揺れを感じたとき、慌てて1階に下りてしまいがちですが、木造の場合、そこにかかる重量の関係から、実は2階の方が安全なのです。無理して下りようとせず、そのまま2階で自分自身の安全を確保し、揺れが収まるのを待って1階に下りましょう。

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



消費生活相談Q&A

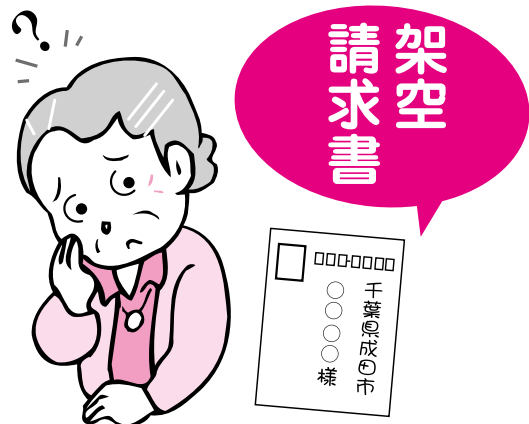
架空請求詐欺にご注意を

Q 「〇〇省管轄支局民事訴訟〇〇センター」というところから、「あなたが利用していた契約会社、または運営会社側から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されました。連絡がない場合は、財産を差し押さえます」と記載されたはがきが突然届きました。問い合わせ先の電話番号に連絡したほうがよいでしょうか。

A 上記のような相談は、消費生活センターに多数寄せられています。このような架空請求はがきには、「このまま放置をすると法的手続きを取る」などと書かれていますが、請求の根拠などは記載されていません。利用した覚えのない請求が届いたら、相手に連絡をせず、自分から個人情報をお教えないようにしましょう。ただし、裁判所から「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」が送られてきた場合には放置せず、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

なお、成田警察署で把握している平成29年1～8月までの成田警察署管内(成田市、富里市、栄町)における架空請求詐欺事件の発生件数は6件、被害額は509万4,000円です。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



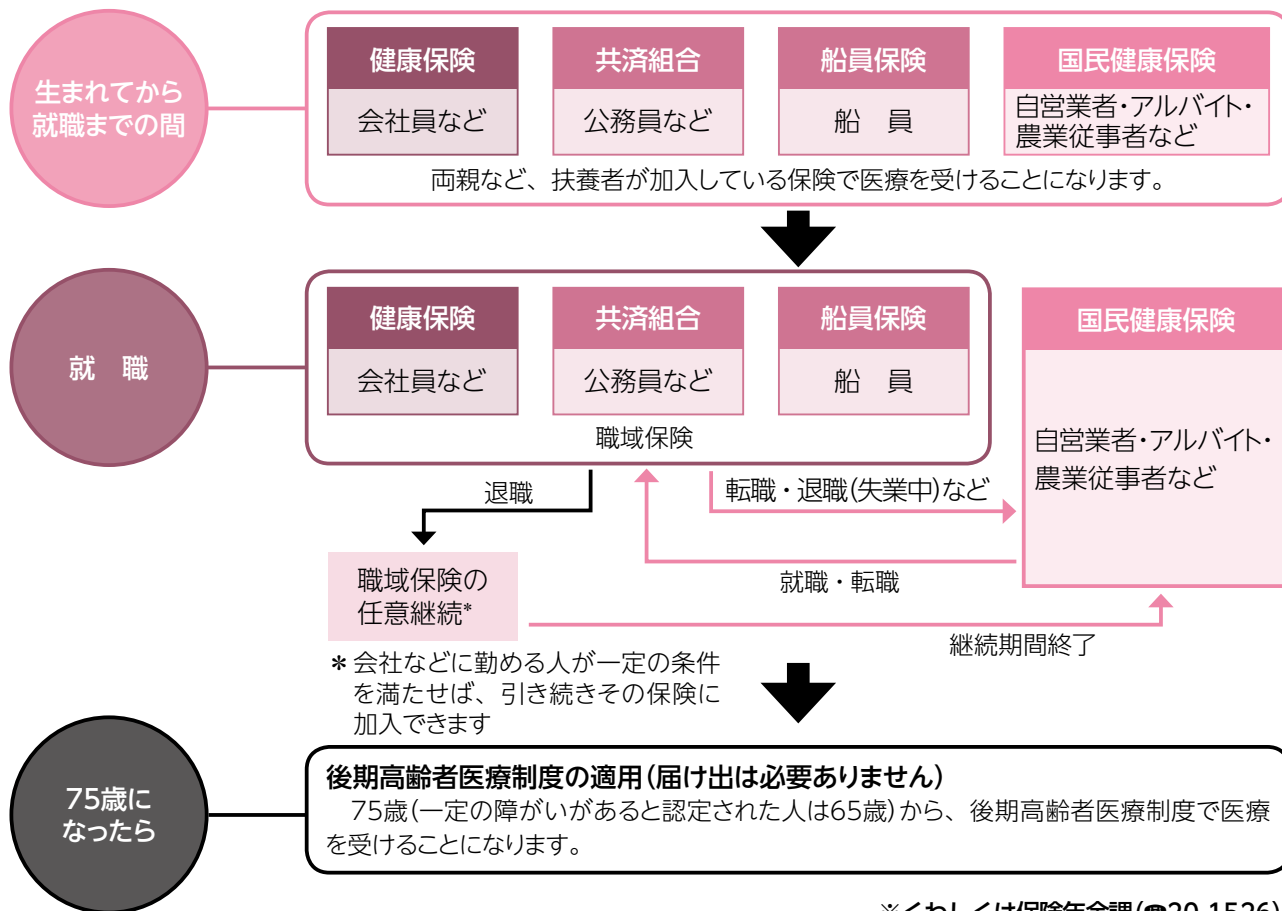


11月は国保月間

あなたはどの医療保険に入っていますか

日本の医療制度では、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、全ての人がいずれかの医療保険に加入することになっています(国民皆保険)。転職や退職などで

医療保険に入っていないという人は、すぐに保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所へ届け出をしてください。



※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



国民年金の保険料控除証明書

年末調整や確定申告をするときに必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられています。

このため、生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(はがき)が、日本年金機構から11月上旬に送付されます。年末調整または確定申告の手続きでは、必ずこの証明書や領収

証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

日本年金機構では、控除証明書に関する問い合わせ先として「ねんきん加入者ダイヤル」を開設します。

期間=3月15日(木)までの月~金曜日、第2土曜日(祝日、12月29日~1月3日を除く)

時間=午前8時30分~午後7時(第2土曜日は午前9時~午後5時)

電話番号=0570-003-004、IP電話などは03-6630-2525

※くわしくは同ダイヤルへ。